京都府 報道発表資料　知事出席行事　会議のお知らせ

府政記者室、教育記者クラブ　同時資料配付

令和８年 10 月 22 日

次代の人材育成に向け、公立高校改革を協議

～令和８年度第１回京都府総合教育会議を 10 月 27 日に開催～

■ 京都府知事と教育委員会が教育の課題や目指す将来像についての認識を共有し、連携して教育の振興を図るため、令和８年度第１回京都府総合教育会議を 10 月 27 日に開催しますので、当日の取材をお願いいたします。

１　日　　時　　令和８年 10 月 27 日（火）午後２時～午後３時 30 分

２　場　　所　　京都府福利厚生センター　３階　第４・５会議室
（京都市上京区西洞院通下立売上ル）

３　内　　容　　「京都府高等学校教育改革実行計画（仮称）」について
～2040 年を見据えた人材育成を目指して～

４　出席予定者　　京都府知事　西脇（にしわき） 隆俊（たかとし）
京都府教育委員会教育長　前川（まえかわ） 明範（あきのり）
京都府教育委員会委員　小畑（おばた） 英明（ひであき）　安岡（やすおか） 良介（りょうすけ）
鈴木（すずき） 可奈子（かなこ）　植木（うえき） 朝子（ともこ）

５　傍聴手続　　傍聴人は定員 10 名（先着順）。受付は、会議の開会予定時刻の 30 分前から 15 分前までの間に会場受付にて行います。

＜参考＞

○　総合教育会議の役割

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第１条の４の規定により、地方公共団体の長が設置する。構成員は知事及び教育委員会で下記の事項について協議・調整を行う。

・当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
・教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
・児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○　前回の内容と日時

令和８年１月 20 日（火）午後１時～午後２時 30 分
テーマ「大阪・関西万博の教育現場での活用」について

【本報道発表に関するお問合せ】
文化生活部文教課　課長　衣川　　TEL 075-414-4515
主幹　須田　　TEL 075-414-4519

